

■議案第55号 塵芥収集車の売買契約の締結について

【要旨】

本町における一般廃棄物の収集運搬業務は、NPO法人四万十町環境・雇用創出協会に業務を委託し、塵芥収集車両については町からの貸与方式としています。

現在、塵芥収集車両はパッカー車6台とダンプ7台の計13台を貸与しており、これらの車両については、計画的に更新整備することとしています。

今回更新する車両は、平成22年1月に初度登録された走行距離約25万kmの車両で、ハイブリット機能の故障による馬力の低下により業務に支障を来していること、また、老朽化により多額の修繕費を要していることから更新するものです。

本議案は、指名競争による入札の結果、落札した下記事業者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和2年度 四万十町塵芥収集車購入事業
契 約 金 額	6,082,700 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 548,000 円）
契約の相手方	高知市知寄町3丁目220番地 高知日野自動車 株式会社 代表取締役 筒井 洋介
納 入 場 所	四万十町 秋丸 地内
納 期	議決日の翌日から令和3年3月19日まで
購 入 物 品	塵芥収集車 1台 最大積載量：2,000 kg 車両総重量：6,000 kg 荷箱容量：5.2 m ³

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。